

大逆事件の周辺で (三)

向井 孝



あれこれのこと

はじめ、墓標のないアナキスト群像―続Ⅴをかこうと思いついたとき、あれこれのおもいのなかで、まずうかんだのは「小松はる」のことだった。

大逆事件神戸組の無期囚「小松丑吉」の妻はるの、もうどのようにも云い難い生涯の悲嘆を、その千分の一でも書くことで―ぼくが今までに見のがしてきた―「大逆事件のもう一つの問題」を考えたいと思った。

大逆事件は、ただ二六名の被告だけにとどまるのではない。またそれ以外の、不敬罪として刑をうけた人たちが、不当に逮捕され取調べられ被疑をうけた、数百の人たちのみに終るのではない。

△その人たちだけでなくⅤ事件には全く無縁でありながら、たまたま、自分の夫を、父を、子を、兄弟を、その被告としてもった家族たち、そのように△周辺Ⅴに連なる人々が、その日より死に至る時まで、さまざまな迫害のなかであまりにも重く堪えがたい「生」を、その一身にせおい続けねばならなかった―ということがある。

しかもその一人一人が、何人にも伝えうることなしにただ無告の恨みを抱いて、いつしか年月の波間に沈んでいったことについて、ぼくらは決して無縁と云いはることはできない。

家郷を離れ、すべてを捨てざるをえなくなったその人々がただひたすら鳴りをひそめて、その束の間を生きながらえるべく、市井の隅にかくれたときも、なお追いつめて石を投げる如く、あくまで指弾しつづけたのはまさ

はぼくらの内なる市民であった。

云うなればそれは、難波大助の事件にしても、金子ふみ子の遺家族に対しても同じであった。そして現在もなお—たとえば浅間山莊連赤事件や、東アジア反日武装戦線の家族たちに対して、世論はどのように非難の声をあげやめなかったか。しかもその不当でいられない行為を見逃すことで、ぼくらはどのようにそれを許し続けたか—では、全く変っていないのである。

※ ※ ※

そのことを思いながら、大逆事件と云うとき、すぐぼくの胸裡にうかびあがってくるいくつかの顔が、いつもあった。平沼、小山、武富……

別して、検事武富済ノ

すると武富の顔のうしろにかならずもうひとつの顔があった。あの—陸軍大元帥の正装とカイゼル髭のムツヒト、その皇后。鴨居の額写真のまんなかにかがやく菊花十六弁の金の紋章。

ところで昨年十一月十日、ぼくはヒロヒト在位五十年祝典に対する(因)風刺ステッカーの共同行動に加わった。ぼくが自分の姿勢を、たとえささやかでも天皇に向けたのは、実にその時が生れてはじめてと云える。そして数

ヶ月、ふと気付いたとき、いつの間にかぼくの胸裡にうかぶもうひとつの顔はムツヒトではなく、ヒロヒトになっていた。そして武富のうしろから天長節祝賀の日のヒロヒトが、いかにも人畜無害の無表情な顔付きで、手をふりながら現われてくるのだった。

と共にいままで、遠くの画像のように動かなかった武富らが、黒い逆光にまぎれて動き出しているのである。

おのれの肩のうしろから射し出すひかりに、ひれ伏すものの中ですこしでも視線をあげたり、身じろぎしたとたん、彼らはとびかかってくる。いけにえがなければ、さそいをかけ、わなをつくり、とらえておどし、そして最後に地獄へつきおとす。

ある日気が付くと、ヒロヒトを背にした武富らは、昔とすこしも変らぬ手口とやり方で、ぼくらをさぐり、しらべ、捕えてただひたすら処刑しつづけているのである。いまたしかに、このときも、なお……

※ ※ ※

さて、ぼくがやや場違いかもしれない本誌に、このように大逆事件の周辺でVを書きだしたのは、実はこのA周辺Vにこそ、むしろ今日的な問題があるのではないか—ということに尽きる。

そしてもうそろそろ、当初の主題へ入ろうとしたのが大分脱線したせいかどうかとも、大逆事件Vそのものの経過について一通り書かないと、筋をすすめにくい。

もっとも大逆事件については、すでに数十冊の本が書かれている。個々の被告についても、幸徳のほか管野、大石、森近、奥宮、古河、宮下などについても伝記や評伝が出されている。ここでは、細部をそれらの本にゆずって、できるだけ簡単に、ぼくが語りたいことの前提的な筋立てを、武富に焦点をあてながら、まず書くことにする。

スパイと密偵

一九一〇年五月二十五日朝十時、宮下太吉は勤め先明科製材所から、駅前の駐在所へと連行された。

その前々日、同じ工場の下僚清水太市郎は、「太吉ハ新村忠雄、管野スガ子等ト共謀シ、爆烈弾ヲツクリ、皇統ヲ断ツ手段トシテ機ヲミテ之ヲ使用スルノ見込ナルコト」という密告の手紙を、松本署へ送ったのである。

宮下拘引と同時に、清水の手引きで工場や下宿先が捜索され、機械場の床から、木箱に別々に入れた八塩素酸

加里Vと八鹼冠石Vの外、ブリキカン二十数箇かみつかった。

午後三時、宮下は「爆発物取締法違反現行犯」として、押収された本や手紙などで一ぱいの、重い柳行季を背負った姿で長野へと送られていった。

一方、明科から約五〇キロはなれた屋代の新村忠雄は午後三時ごろ自宅にいる処を逮捕され、引きつづき夜の十一時、兄善兵衛もまた拘引された。(この善兵衛はただ弟に頼まれて、「薬研」を宮下の使いの者に渡した。ただそれだけで、連累となり、八年の刑を受けるのである)

もっとも、当時の主義者取締りの例として、宮下の身辺動静は、きびしい警察の監視によって、おどろくほど明白になっていた。

彼の下宿には、何くわぬ顔で小野寺巡査がおり、工場には結城巡査の息子三郎がつとめ、密偵としてつねに見張っていた。

宮下が、出かせぎ工新田融にブリキカンを注文してつくらせたことも、冠石を粉末にする薬研を新村から入手したことも、調べてアガっていた。

五月二〇日、新田は退職して帰郷したが、その前日に

送別と称して密偵の結城は彼を小料理屋に誘い、その席には小野寺巡査も居合せて、宮下の注文したブリキカンが二四箇であることまで判明していたのだった(註1)そこへ清水の密告である。宮下はあまりにも具体的な長野地裁検事和田の追及と、連日のウツツ責めで、ある程度観念をせざるをえなくなつた。

一方権力の側は、たまたま露見した不確定未遂の、形さえもとのつていない事件を核にして、たちまち雪だるまのように、大きくころがし出したのである。

たとえば宮下からの押収品は、材料であるとは云え、決して爆発物そのものではない。

それは松本署証拠品目録で「箱在中ノ薬品、但シブリキ任入り」とあるのが、二日たつと「爆発物ヲ装填シタリト思ハルブリキ任」(長野県警捜査頭末)となり、さらに六月二日の検事総長松室による発表で「爆烈弾ヲ製造シ之ヲ所持シ」という風に、みるみる事実がねつ造され、しかも確定的になつていく。

また五月二六日、清水の密告だけでは刑法七三条(皇室危害罪—大逆罪)を適用するのにさぶる自信がなかつた長野地裁は、三家検事を早朝列車で上京させ、中央の指示を仰いだ。司法省民刑局員で大審院次席検事を

兼務していた平沼賢一郎は、旅行中の司法大臣に代り、二七日緊急会同をひらいて、大逆罪を適用することとした。そして長野へ小原検事の派遣をきめた。

小原の任務は、大逆罪の基礎かためをすること、共犯關係をはっきりさせて、事件の展望を見定めることであつた。

二八日夜、長野に検事正事務取扱いとして到着した小原は、長野地裁和田検事の協力のもとに、三日三晩不休の取調べをすすめた。そして見込まれた敏腕を發揮し、平沼の期待に應えて、幸徳をもその連累のなかへまきこんだのだつた。

こうして五月三一日深夜、おどろくべきスピードでもって、大逆罪に確定したこの事件は、長野地裁から東京大審院に送致されたのである(註3)

長野地裁の「送致書」によると

「宮下太吉、新村忠雄、新村善兵衛、菅野須賀子、新田融、幸徳伝次郎、古河力作。右七名爆発物取締罰則違反事件検査候処、本件は刑法七三条ニ該当スル犯罪ニシテ……」
とあり、幸徳は入っているものまでここでの筆頭は、はつきりと宮下である。ところが……

この送致書を受取るや否や、寸秒もおかず同じ三十一日付で行われた大審院向け手続の「予審請求書」では、とたんに、「幸徳、新村、古河、管野、宮下、新村善、新田」と氏名配列が変えられ、事件はまだ一度の取調べもない幸徳を首領にしたものとなってしまふのである。

ここに名前の出た七名のうち、管野は宮下、新村らから押収した手紙、清水の密告で、すでに共犯は明らかとされていた。古河は、宮下が清水にあてた「僕ニ変事アレバ、箱ノ中ノ所書キノ人へ、ソノ箱ヲ送ッテクレ」という五月八日付の紙片から、その名がうかんできたものであった。しかし幸徳だけは何ら具体的に関係があるとする証拠もなく、ただしやにむにその中へ入れたといふ以外にない。

送致書に添付した「捜査顛末」によると――

「幸徳伝次郎ハ従来太吉、忠雄ト頻繁ニ信書ノ往復ヲナシシ密接ノ関係アルハ明白ナルコト、五月二五日清水太市郎ノ陳述ニヨリ管野スガ子ノ共謀者タルコト、略確実ナルコト、並ニ忠雄方ニ於テ押収シタル幸徳ヨリノ書信中「将来益々主義ノ為ニ猛進スルヲ要ス」(註4)ト云ヘル意味ヲ記載シタルコト、ノ諸点ナリ」とある。

この際どうしても幸徳を巻き込むという権力のデッチ

アゲの意図は、後年に書かれた「小原直回顧録」のなかで

「幸徳の起訴について検事総長は、本人を取調べないで予審請求することを主張された。」にもあらわれている。

また平沼の「回顧録」でも

「……事件が本当であれば、秋水は首魁にちがいない。まず幸徳を捕えねばならぬ。逃げるといけぬから顔見知りの警官を派遣した。秋水は果して逃げる計画で馬車に乗って逃げようとしていた。幸徳が逃げるようなら事件は確かである。」とある。ところが……

幸徳は六月一日、かねて吉川守團と約束していたので上京すべく、湯河原の旅館を出て人力車で駅へと向った数メートル行ったところで、派遣された警官の一行六名と出会い、東京へと護送されたのであった。幸徳の所持品調べは嚴重をきわめ深夜の午前二時までには及んだ。しかし、デッチアゲをしようにも、ついにその種になるようなものは、何一つ発見できなかった。またそれ以後のくりかえしの取調べでも、また他の者の供述でも、新しい事実は出てこなかった。

にもかかわらず時の政府にとって、幸徳こそはどうし

ても、大逆事件一味の首領でなければならなかったのである。

※ ※ ※

さて、信州明科に起つたこの事件は、宮下の逮捕直後、いちちやく長野地裁検事局によって、県下及びその隣接に記事差止命令が出されていた。しかし差止をうけない在京の大新聞はこれに気付かず、まだどこも報道したものはなかった。しかし六月一日、「やまと新聞」夕刊が幸徳逮捕をスクープしたことから、噂が一きよにひろがったのである。(註5)

そこで六月二日、東京地裁検事局はあわてて各新聞社に、「掲載差止命令書」を送った。だが、このことかえって新聞社は、事件のただならぬことを改めて知らされたようなものだった。

ところが三日、追っかけるようにして意外にも「新聞紙掲載差止命令一部解除通知」がとどいた。

「サキニ掲載方差止メタル事件ニ付、左ノ事項ニ限り其ノ掲載ヲ許ス。

無政府主義者男四名女一名共謀し、爆発物を製造し過激なる行動をなさんとしたること発覚し、右五名及びその連累者二名に対し起訴せられ、正に予審中にして、そ

の内容は勿論その他のことを公表すること能はざるも、すでに犯罪の行為及嫌疑者の範圍明確となり、其れ以外捜査及起訴せらる者なしと見込む。右通知ス。」

そして各新聞社は、そろって小林検事正の談話を掲載した。

「今回の陰謀は突に恐る可き者なれども、関係者は前記七名のみに限られたる者にて、他に一切連累者無き事件なるは、予の確信する処なり。：右五名及連累者二名は起訴せられたるの趣のみは、本日警視庁の手を経て発表せり」

つまり長野から小原検事が帰京して、その全貌について報告し、これ以上には共犯者はいない見込が立った上は、徒に世情を疑心安惧のままに放置しておくのはまずいということ。この発表が行われたのだから。

こうして六月三日、信州の宮下太吉に端を発した大逆事件は確定し、幸徳以下七名のみの逮捕だけで一人は終るかにみえたのである。

※ ※ ※

(註1) 宮下に対して、このように周例な監視がはりめぐらされていたことを、当時の特別の事例のこととして読むべきではない。それはマークされていた主義者

のすべてにわたって行われていた監視の常態で、たまたま宮下のそれが明らかにされただけにすぎない。戦後に出してきた内務省警保局や特高資料はその一端を語っている。と共に、またこのことを遠い明治の昔の問題と読むべきではない。法律が変り、人間が異なるとしても、警察が永年にわたって蓄積したやり方、その経験、そして何よりもそのシステムは、いま現在でも着実にうけつがれてきている。いな、それ以上に巧妙な手口と開発された科学技術で、組織や運動、活動家を把握していると知るべきである。(―つまりこのことをつねに知悉し、自

覚した言動をとるものでないかぎり、ぼくらは決して活動家たりえないだろう。たとえばことさら過激なピラをまいたり、統一デモのなかでとくに存在を誇示するをよしとする風潮が、いまなお運動内で巾をきかせている。決して実現しない「決戦」や「貫徹」そして悲壮で深刻ぶった大言壮語が、本音でない立前えの勇氣として、仲間のあいだで語られている。それらの自慰の傾向を完全に運動や組織、そして個人の心理から駆逐しないかぎりぼくらはいつでも警察の手中にあると云ってよいだろうそのことで云えば、むしろ自己の運動と無縁などころにあるとして指弾する市民運動や大衆運動のあり方の中に

かえって、権力の真の困惑があることを知るべきである。さらに云えば大言壮語することによって警察にマクされ、その監視の眼をひきつける傾向の者には、そのことで何もできず何もしないまま、というのではなく、大言壮語の偽装によって権力の監視を持統混乱させる役割を積極的に与えておくということでもある。運動がそのような視野をもつとき自己の力だけでなく、むしろ反対的な周辺の人々のうごきをも己れのものとして大きな力をもつことができる。)

東アジア反日武装戦線がその日常生活の実態で鋭く提起していたものの表裏の問題とこの宮下のことは、そのことで現代的に通底していると知らねばならない。

(註2) 平沼は長州軍閥の大元老山懸有朋とその子分桂首相に直結していた。それゆえ名目的上司松室検事総長以上に、司法部内の実力者であった。大逆事件捜査では山懸の意向をうけ最高の指揮責任者としてフレイムアップをつくり出した元兇というべきだろう。その後の彼は極右の国粹主義者として、総理大臣にもなった。

(註3) 刑法七三条の大逆罪は、裁判所構成法によって大審院(現在の最高裁)の管轄となる。その判決は上告控訴できず一審のみである。

(註4) この幸徳の手紙は、何と五年前の明治三八年十月三十日付で彼が渡米直前に新村にあてた全く無関係の内容を、現在にこじつけたものである。

(註5) やまと新聞の社長の松下軍次は山懸有朋の許に出入する子分で内務省、法務省にたえず出入りしていた。その筋からニュースを得たと思われる。

武富の登場

六月一日夜、小原検事と共に長野から帰ってきた武富は、ただやる方ない憤懣のおもいのなかで、心中の狂暴な炎を育てていた。

五月三十日、彼がさきに派遣された小原検事の下僚補佐として急ぎ長野へ出張の命をうけたとき、時こそ至れりとはばかり勇躍のおもいをとめえなかつた。

よしやってやる。この際徹底的に叩き出して、日本中の無政府主義者をねこそぎにしてやる。この事件を契機におればあつという手ぎわをみせる。そして同僚や上司を見返してやる。小原などの生ぬるいやり方で、この事件を調べられてたまるものか!

ところが、すさまじい意気込みで武富が長野へついた

とき、もはや取調べはほとんど終了し、聴取書の整理と清書の段階にはいつていた。

小原検事はすでに事件の全貌をみきわめ、連累者をつくめ「事件送致書」に七名とかきしるしていた。(このとき小原は、幸徳を起訴するに躊躇し、本心がついたのか附属の「書類送致書」には官下以下六名とうっかり書いている)

その段階では、下僚の武富が介入する余地は全くなかったのであった。その上、調書を閲読すればするほどわずか数日でこれほどの事件を明らかにした小原の口はただ見事というばかりであった。それが自分の無能をさらけ出すようで一そう腹立たしかつた。また事務官でも出来るような整理を手伝わされるだけで書類に自分の名前も出ないという口惜しさは、地だんだふむほどのものだった。

帰路の長野から東京まで、当時の列車で十一時間のあいだ、新聞や弁当を買ったり、小原の世話をしたあと武富はただだまりこんで腕組みをしていた。

車窓にうつる小原の落着いた横顔をちらちらとみながら、憎悪のおもいを打消すことができなかつた。おれがどんなに苦学して東大を出たか。知己も引立てもなしに、

今日までくるのにとだけ努力したか。――

※ ※ ※

武富は一八七九年四月、愛知県刈屋の真宗高田派安養寺の次男として生れた。小学校での成績はよかったが、どうしても一番になれなかった。銅貨に出る緑青が毒だと聞いて、天保銭を小刀でけずってため、同級生にのませて大さわぎになるという事件をおこした。性質は陰湿なわりに、英雄豪傑伝に心酔し、粗暴で虚言壮語癖があった。そのくせ小心で、強いものにはすぐへつらい、父母にも可愛がられなかった。(註1)

小学校をでてすぐ、成績を見込まれて武富家の養子にもらわれていくことになった。だが北海道開拓使をつとめていた養家の当主はまもなく死亡して、とたんに一家は零落の一途をたどりはじめたのである。

義母とともに上京した武富は、苦学を重ねながら、一高、東京帝大法科のコースをすすんだ。友人たちが放歌高吟するとき、彼はひたすら筆耕などの内職にはげまねばならなかった。このように幼時からつづく劣等感は終生彼についてまわり、その反動が大人物ぶった大言壮語になってあらわれた。

帝大を卒業してすぐ司法官試補となり、一九〇七年七

月、二九才で東京地裁兼区裁検事になることが出来た。

検事になった武富が、能吏の陰險さと暴力ぶりを発揮して、その冷酷俊敏さを名をあげたのは、たまたま「赤旗事件」(註、前号参照)を担当し、管野らを取調べたときだった。

ところが公判廷で、管野の暴露陳述でさんざんやつつけられ、その腹の虫の当りどころでつい失敗をやらしたのである。

終審に近い八月二六日による武富は、芝、今入町の料理屋で泥酔のあげく二階から放尿するなど大暴れをやらした。そのうえ制止しようとした巡査に対して、

「検事であるおれ様にむかって――」となぐりかかり、暴行に及んだのだった。

武富は、文官高等懲戒委員会の懲戒審査にかけられて「一ヶ月十分の一減俸」の処分につせられた。しかしそれにもまして、武富の誇りをきずつけたのは、それ以降「小便検事」の異名が、一どにひろまったことだった。だから大逆事件は武富にとって名誉回復の何よりの機会でもあった。

長野から帰った武富は、行きがかりから大審院検事事務取扱を命じられ、六月二日、早速、管野との面識があ

るといふことで、その聴取をすることになった。その顛末はすでに前号で述べたように菅野の激しい見幕のまえにはうほうの態で逃げ出すという始末になった(註2)

しかもそれに代った小原検事に対して、三日菅野が、大石との関連については覚悟をして聴取りに応じたといふことをきくと、血が逆流する思いだった。(註3)

※ ※ ※

さて六月三日の記事一部解禁、大逆事件はこれ以上拡大しないという小林声明は、当初から強硬方針で臨んできた平沼、それに同調する松室らにとっては、その捜査現場に文句がつけられず、それを承認しなければならなかったために、一そう不満というよりがまんならぬものであった。

そして彼らがうった手は、局面を一きよに転換するものとして、六月五日、潮予審判事による大石誠之助の起訴であった。

これよりさき六月一日、平沼らは大審院より命じて、東京地裁検事高野を新宮に急行させた。六月三日、高野は紀州の運動の中心者、医師大石誠之助宅外九ヶ所の家宅捜査を行うと共に任意出頭による尋問を行った。

しかし家宅捜査の結果はまるっきり収獲なしだった。

狙いの「皇室ニ関係アリト認ムベキ事柄ヲ記載セル総テノ文書」は何ひとつ発見されず、新村忠雄からの葉書ニ枚を発見押収しただけだった。

その葉書というのも、新村が大石医院の薬局生として五ヶ月前まで同居していたことの、ありふれた札状にすぎなかつた。

(その他、成石平四郎宅でダイナマイトが発見されたしかし態野川上流のこの地方では、ダイナマイトによる川魚の密漁は公然の秘密であった。そのため本官警察諸川分署でも、これを処分保留にただけで、注目されなかつた。ところがち武富が紀州に派遣されて取調べがはじまるや、たちまち大陰謀へとデッチあげられる種となる)

ところで高野検事の「さしたる収獲なし」という紀州出張報告をうけた東京では、押収物に新村の葉書があることに眼をつけたのである。後年小山が司法検事の会同での講議「日本社会主義運動史」のなかでのべたごとく「はつきりしたことは判って居なかつたが」しやにむに大石起訴を決定し、直ちに「大石誠之助ニ対シ刑法七三条の罪被告事件共犯トシテ拘引、送致セヨ」という電報が飛んだ。

六日午前0時五〇分大石誠之助は逮捕され、深夜の町を駆け去るように東京へと送られていった。そして「心配しなくてよい、すぐ帰れる」という家人への伝言をのこしたきり、もう二度と彼は、新官の明るい町並や空を生きてみることが許されなかったのである。(註4)

—この稿未完—

※ ※ ※

(註1) 武富の子供時代について、書き方ひとつでも悪くも読者に印象づけられるという点で、ここはすこしせっかちに書いてしまった。ぼく自身をかえりみても実行したかどうかは別にして心中のねたまや、ずるさやへつらいやさまざまなおもいが、子供としてもあったことをかくしえない。

つまり明治から一貫して文部省が、武富のような人間をつくり出したことを教育としてきたということであり、優秀なものほど、武富のようにつくりあげられていくということが問題にされねばならないだろう。

(註2) 後日、武富は管野の取調べに際して、一策を案じ、紋付に仙台平の袴をつけ、ひたすら平伏して管野をむかえ、過去の無礼をあやまった。それから自分の苦学時代のつらい思い出や、老いた義母をかかえての気苦労

を語り、管野の心をほぐしてついに口を割らした、と卑劣な自慢話得意気にしたという。

(註3) 武富の憎悪の対象となった検事小原直は、一九一一年生れて、年令こそ武富より二才上の三四才であったが、東京区裁兼地裁検事となったのは一九〇八年三月と、武富より半年おくれており、順当ならば武富が上位であるところ、東京地裁小林検事を直系の敏腕として大逆事件初期の捜査主任となった。

なお大逆事件の捜査本部は、地裁小林検事正室におかれ、その最高幹部は小林と松室検事総長、平沼大審院次席検事、河村控訴院検事長の四人で構成されていた。四人のうち小林検事正は、旧幕府時代から引つづく見込逮捕、自白強要といったやり方に反対し、慎重な捜査でつかんだ証拠によって起訴する——という証拠主義の新風をひろげ、松室検事総長らの守旧派に対する近代派として知られていた。

この小林検事正の証拠主義に対して、政治的な平沼やそれに同調する松室らは大いに不満だったにちがいない。それはやがて、小林の直系小原に父が病氣であるのを機会に賜暇をとらせ、松室の子分て神戸地裁検事正小山松吉を登用したにもあらわれる。六月九日小山は小

